

事務連絡
令和8年3月23日

建設業労働災害防止協会
都道府県支部事務局長 殿

建設業労働災害防止協会
技術総轄審議役

令和8年度における熱中症防止対策への取組について（参考送付等）

平素より本部の各種活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

建設業における熱中症の予防対策につきましては、各支部におかれては行政からの要請、会員ニーズ等も踏まえつつ、工夫を凝らして取り組んでいただいていることに敬意を表しますとともに、心より感謝申し上げます。また、本部事業部関係では、3月に自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業において、熱中症予防のための集中広報実施期間を実施いただいているところであり、年度末の御多忙中の御協力に深く感謝申し上げます。

さて、2月27日に開催された全国支部事務局長会議で述べましたとおり、令和8年度は令和8年度建設業労働災害防止対策実施事項（以下「令和8年度実施事項」という。）に基づき取り組んでいくこととなりますが、厚生労働省は、検討会を設置して熱中症防止対策を検討し、ガイドラインとして取りまとめるとともに、これを踏まえた令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を策定したところであり、今後、当協会としても適切に対応していく必要があると考えられます。一方で、令和8年度実施事項においては、当協会が取り組んでいく具体的な熱中症防止対策の内容が不明確となっているものがあると考えられます。

このようなことから、当協会として熱中症防止対策にどのように取り組むかを令和8年度実施事項の「V 協会が推進する重点実施事項」に即して、別添1「令和8年度建設業労働災害防止対策実施事項に基づく熱中症防止対策実施事項」のとおり取りまとめました。

つきましては、本実施事項を御参考としていただき、この夏に向け、各地域におけるニーズを踏まえつつ、支部における効果的な取組を御検討くださいますようお願いいたします。

なお、本件については、令和8年3月12日に開催された第25回建設業における労働災害防止活動を一層推進するための特別委員会において、別添2の資料を使用して説明しましたので、御参考までに併せてお送りいたします。